

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第 2 から 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（体色が銀色のもの以外のものをいう）を漁獲対象とする漁業については、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合におけるしらすを漁獲対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類において、同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうどを含む）、しらすひき網漁業	130,500 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。